

統治の最高権力が君主である、あるいは国民である、いふべきかのどちらではない。おども君主と国民とは本質的に対立しないものであるから國体のうへに立てて、そのどちらが「主權（最高の力）」をもつてゐるか、といふ形態で語られるのが、この「君主主義」又は「國民主權主義」といふ言葉なのである。

これに対して、明治維新の理念を表明した、「王政復古の大号令」や「五箇条の御誓文」を見てわかるとおり、そもそも日本の伝統的な政治理念においては、君民の関係はつねに利害、苦樂を共にするべきものとされてきたのである。したがつて、國の統治の最高の権力が君主と國民のどちらにあるのがなほどうまいとは、「我國國ノ体」に照らしてみれば、まことに非本質的なのであり、ましてそれが君民対立を前提としてゐるなどと云ふことになれば、どう見ても我が國の憲法には採用しがたし概念と言はざるをえないものである。

實際に、この問題は帝國憲法制定に先立つての論争の中心問題の一つとなつたのであつた。これを、起草者の井上毅は、日本古来の用語である「治ス」といふ言葉を用ひるゝことによつて克服しようとした。それが結果、帝國憲法第一條では「大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という条文になつたのであるが、その言はんとするところは、日本古來の政治理徳にもとづく治世のあり方なのだ、と起草者自身は解説してゐる。いはゆる日本の「立憲君主制」なるものは、さうした苦心の結果生み出されたものであつた。

憲卷(4)

これと較べると、近代成文憲法において要請される、その他の「民主主義的要素」なるものの採用は、あまり本質的な問題をひき起さないことがなかつた。ひととおり、帝國憲法における國民の自由の保障は、少くとも、アメリカの憲法におけるのと大差ない水準のものなのであつたが、それは決して「我國國ノ体」と矛盾をおこさぬのではないかつた。しかしゆえ（すでに幕末の水戸学などによつてさへからと主張されてゐたとほり）単に君民があひ争はぬだけでなく、天皇がこの上なく民を慈み、その幸福と安全のために最大限の努力を尽すのがわが國の國体の特質であることをれていたのだからである。すなはち、「民主主義」といふ言葉が、あくまでも國民の幸福を目指すものといふ意味で語られるがぎりにおいては、大日本帝國憲法は十分に「民主主義的」なものだつたのである。

四 改正の要がなかつた大日本帝國憲法

大日本帝國憲法がこのやうなものであると解いてみれば、日本が戦争に敗れたからと言つてただちに憲法改正が必要である、といふ筋合ひのものではなほうことが理解されよう。たしかに、前面をしみだつて、武装解除を受け、山縣有朋のよとに國家主權を奪はれた状態

になるのであるから、その間、まつたく従来通りに帝国憲法を機能させるといふわけにいかないのは当然である。しかしながらして、憲法改正によるいじめをする必要があるかどうか——これは少なくとも議論の余地のあるところであつて、現に当時の政府関係者たちは、敗戦と同時に、その必要の有無を入念に検討しあつたのであつた。

そのとき検討の中心問題となつたのは、当然のことながら、日本が降伏にあたつて受諾した「ボッダム宣言」とそれに關連した文書の内容である。つまり、日本はこれを正式の外交文書として受諾したのであるから、そこに記された諸条項を正しく守る義務がある。もしその中に、憲法改正を必要とするやうな内容が含まれてゐるなら、日本国内の事情とはかかはりなく、必然的に憲法改正の義務が生じる、といふわけである。

たとへば、具体的には、ボッダム宣言の十項における次のやうな文言が、検討を必要とする部分といふことになる——「日本国政府へ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルベシ」。

戦後の多くの憲法学者たちは、あたかもこの条文が憲法改正命令そのものであつたやうな言ひ方をするのであるが、それが事実に即した見方でないことは、いま述べた通りである。まさだ帝国憲法の「民主主義的傾向」は（國民主權主義の側面においてではなく）「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重」といふ方向において發揮されてゐる

るのだからである。たとへば、具体的に言へば、「言論、宗教及思想ノ自由」については、帝国憲法は次の三カ条にわたつて規定してゐる。

「第二十八条 日本国民へ安寧秩序ヲ防ヶス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」

「第二十九条 日本国民へ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」

「第三十条 日本国民へ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得」

たしかに、多くの人々の指摘するほり、これらの権利条項にはいくつかの留保がつけられており、決して無条件の権利保障ではない。しかし、だから帝国憲法の自由の保障は不充分であり改正の必要がある、と言ふならば、上級者たちは自國の憲法の方をもつて改正する必要がある、といふことにならう。合衆国憲法では、「言論、宗教及思想ノ自由」については、帝国憲法の三カ条分をひとまとめにして、しかもそれを間接的に保障する、次のようなお粗末な一条があるに付託せしのである。

「修正第一条 連邦議会は、国教を樹立し、あるいは信教上の自由を行ふを禁止する法律、または言論あるいは出版の自由を制限し、または人民が平穡に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならん。」

さらにまた、合衆国憲法修正第四条、五条の「基本的人權ノ尊重」を定めた条文と、帝

国憲法の第111条から第117条までを較べてみると、条文それ自体として、帝国憲法の「人権規定は少しも異なりするものではない」。

かうした事実を、ボッダム宣言の起草者がどれだけ正確に認識してたかは疑問であるにしておきの十項の「民主主義的傾向へ復活強化」という表現は、帝国憲法のありやうに正しく対応した表現と言ふべきがである。すなはち、日本側がこのボッダム宣言十項を遵守するといひことは、帝国憲法のこれら「民主主義的」条項を活発に機能させることではたされる、といひことだとのである。宮澤氏自身、九月末に外務省に招かれて意見を述べたときの講話のなかで、この問題に関しては「帝国憲法ハ民主主義ヲ否定スルモノニ非ス。現行憲法ニテ十分民主的傾向ヲ助成シ得ル」と回答してゐる。そして、それは基本的に正しい回答だったものである。

その他ボッダム宣言のなかに問題となりうる箇所があるとするが、それは十二項であった。そこには、「日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ニ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セラルベシ」とある。このやうな条文が、ひよつとして日本の政体、国体の根本的な変革の要求を含んでゐるのではないか、といひこねば、すでにボッダム宣言受諾を検討する段階で問題となつたことであつた。そこで、受諾に先立つて日本側からは、「天皇の国家統治の大權を変更するの要請を包含し居られんとの了解の下に、帝国政府は右宣言を受諾す」といふ申し入れがな

されるのであるが、それに対する連合国の回答は、直接の明答を避け、ただもう一度十二項の内容をくり返したといふ形のものであつた——「最終的ノ日本國ノ政府ノ形態ハ『ボッダム』宣言ニ遵ヒ日本國国民ノ自由ニ表明スル意思ニヨリ決定セラルベキモノトス」。

結局、この曖昧な言ひ方のまゝでボッダム宣言は受諾されたわけなのであるが、曖昧と言つても、いかにも普通に素直に読むがぎりでは、さればただ、日本の統治形態については日本国民の自由意志にまかせる、と言つてゐるのであり、それ以上でもそれ以下でもないと読める。また、昭和二十年九月に発表された「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針」には、さらにはつおりと「米國ハ新政府が出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル國民ノ意思ニ支持セラレサルガ如キ政体ヲ日本ニ強要スルコトハ連合國ノ責任ニアラズ」とある。これは明らかに、日本の政治体制の根本的変更をともなむやうな憲法改正要求を行はないといふ宣言である。これは、大戦直前に英米両国が発した「大西洋憲章」第三条に「各國民が其ノ統治形式ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス」とあるのに従つたものと言くて、いかにもゆえ、日本国民が自ら憲法改正を望まないがぎり、それを強制をかることはない、といふ保証が与くられたと見ておしつかへはながつたのである。

かくして、敗戦直後、外務省や法務局で慎重に検討を重ねた上での結論は、このボッダム宣言を受諾したからと言つて、（少なくとも大幅の）憲法改正は必要なし、といふこと

識」が、「九条論議」といひながらいたのでゆう。九条論議を正しく九条論議として行ふためにも、人の憲法の成立事情の見直し——人の憲法がいかなる「力」により、いかなる目的をもつて作りられたのが、といふ視点からの見直し——が不可欠となるであらう。

注1 佐藤氏は人の言葉を「終戦を記し直す」といふふうに書くのがで語っている（『終戦史録 別巻—終戦を記し直す』北洋社）。そりやが、佐藤氏はなぜか「無終身連合體育」たゞが同時に「憲法擁護論者」であるとの矛盾についてがう語っているのであるが、此の指摘される現象の根柢同じじと見てよろじであらう。

注2 この宣讀式のコメントは、十年ほどのかた、「日本国憲法コンメンタル篇」の別冊附録に掲載されたものであるがゆえ、人の論文當時の氏の心情などかなり異なつてゐるが、それであらう。

注3 もちろん、昭和二十一年十一月からは「日本の新憲法起草と開拓」でSICAが果した役割についての一切の言及及びその批評」として項目が、彼らの検証事項のうちに加くらむことになる。

人に取られた論文の内容は、昭和二十一年発表の「八月革命と国民民主権主義」などと同じである。ただ、「去る三月六日」が「一九四六年三月」と改められてゐる、といった事務的の変更だけではなく、天皇陛下にががたる敬語がすべて省かれて、「日本は、刀折れ矢尽きて敵陣に降伏し」といった表現が取り除かれるなど、かなり当時の論文ヒリアノスの姿に近づいてゐるにちがひない。すなはち、昭和二十一年発表の「八月革命論」は、より一層生々しく、宮澤氏の内なる悲憤をそのまましてゐるのである。そして、おそらくそれをひじめ頭脳にあらはしてゐるのは、最後の一駆であらう（これが「日本国憲法出處の法理」では完全に削除されてゐる）。

「政府の憲法改正草案が發表された後で、『タイム』誌は “We the Mimics……” という題出しでこれを記し、日本人の模倣的頭脳が人のアメリカ式憲法草案を生んだと皮肉つた。“We the Mimics”（わがら模倣者）ひどきにわれわれ日本人の骨を刺す痛烈な皮肉である。

政府案が国民民主主義を採用したのは決して單なるアメリカの模倣ではない。しかし、その表現や、そのほかの草案の制定には模倣と評せられ得るものがあつて多い。これがいの延ば十分再検討やらるべれゆのと信する。民主政治は決して單なる模倣によつて建設せられ得るものではない。『我々合衆国人民は』の眞似をして『日本国民は』として見たところで……それだけでは “We the Mimics……” と冷笑せられるのが國の山である。政府案の審議にあたる議員諸公はこの点をよく弁べて、眞に自主的な民主憲法を確立をせるためには遺漏をもつて認めてゆらひたい。

注4 たとくば、「王政復古の大号令」では「諸事神武創業之始ニ原キ、續御・武弁、堂上・地下之無別、至誠之奉讀ヲ據シ、天下ト休戚フ同ク可レ被レ造就慶ニ付」と語られており、また「五箇条の御誓文」には「上ト心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フクシ」の一章だが、それをよく表はしてゐる。

注5 明治十五年の日々新聞、毎日新聞、報知新聞などを舞台にへりひへりした「主權論争」が、まさにさうした君民対立の是非を題材とする論争であつた。

注6 帝国憲法の条文には、総局、井上義彦の「治ス」を採用されず終はつたのであるが、帝国憲法発布の直後に出版された公示の憲法解説書『憲法義解』においては、その題旨が解説のかたで活かされてゐる。

注7 大日本帝国憲法

第111条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第113条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ懲罰を蒙ル時處罰ヲ受クルコトナシ

第114条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ有ヘルコトナシ

第二十五条 日本国民へ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナシテ住所ニ侵入セラレ及捜索セラル、コトナシ

第二十六条 日本国民へ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七条 日本国民へ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ヲ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

修正第四条

不合理な捜索および逮捕、押収に対し、身体、住居、書類および所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵害してはならない。令状はすべて、宣誓あるいは確約によつて支持される相当な根拠に基づいていなし限り、まだ捜索する場所および逮捕、押収する人または物が明示されていなし限り、これを発してはならない。

修正第五条

何人も、大陪審の告発または起訴によるのでなければ、死刑または最高量刑を科せられる犯罪の責を負わされることはない。ただし、陸海軍または職務あるいは公共の危険に際し、現役の民兵の間に起つた事件については、この限りでない。何人も同一の犯罪について、再度、生命身体の危険に陥るおそれがないことはない。また何人も刑事案件において、自己に不利な状況を強制されない。また正当な法の手続を守らなければ、生命、自由または財産を奪われることはない。また正当な賠償なしに、私有財産を公衆の用途のために徵用されることはない。

注8 ただし、これは彼女自身の責任じゅうより、彼女を「日本に男女平等を手してくれた恩人」などと書いて提出した日本人たちの責任である。少なくとも彼女自身は、当時がたん言ひ渡された「他言無用」のじゅうじゅを、五十年近く守りつけたのだと語つてゐる。

注9 たとへば一月十七日の極東委員会との会合の席で、「あなた方は、憲法改正について検討してゐますか」との質問に対して、起草作業のリーダーとなつたケーティスは言下に“No”と答へて

156

ある。しかし、ケーティスはトマソの数人がひそかに改正の検討を行っていたことを本人には十分に知らなかった。

注10 昭和二十年代に、尾高朝雄氏との間に行はれた、有名な「ノモス論争」においても、宮澤氏はむしろ一貫して「力」を重視する立場——「力」の主体の転換によって戦前と戦後の日本の国家統治体制に断絶があるべきだとする立場——をとりつづけてゐる。これが、宮澤氏の「總體」のなせるわざと言ふことができる。

注11 これは、草案起草作業の責任者であつたケーティスが、あまつたくわんぱくがひんじゆんじで削除を提案し、マッカーサーがそれを了承した結果のものと伝へられてゐる。ただし、それをマッカーサーが了解したのは、憲法条文にややこしいが否かの考慮によるものであつて、後で述べるやうな全体的戦略とのがね合ひ——将来の日本の發展の可能性を抑へるといふ、将来、友軍としての日本の軍事力を利用するといふのがね合ひ——による判断と言ふよう。

注12 これが後述のいはゆる「青田修正」であるが、これがが、同様の判断によつてGHQが許容したからこそ可能となつた修正である。

157

参考文献

『日本国憲法概説』佐藤功著（学陽書房）

『憲法工』清宮四郎著（有斐閣）

『日本国憲法コンメンタール編』宮澤俊義著（日本評論新社）

『日本歴史資料集成』長谷川正安他編（新日本出版社）

『1945年のクリスマス』ベアテ・シロタ・ヨーデン著（柏書房）

『今上天皇論』小堀桂一郎著（日本教文社）